25春闘要求案③
【16-03中央委員会議案】

JLUニュース
No 989（16－28）
航空連 日本航空ユニオン
中央執行委員会
2025年 1月 27日
Tel：03-5756-8690 URL http://www.jlu.co.jp e-mail honbu@jlu.co.jp

単身赴任、ST制度、グループ関連の要求

2025 春闘要求案その③は、福利厚生やグループ関連の要求です。根拠を強化し引き続き訴えます。

要求（案）項目	現行・根拠等
5. 転勤・単身赴任に関する要求 ①単身赴任を生じさせないよう発令配慮を行い、やむを得ず単身赴任となった場合は、赴任期間を原則3年間とすること。 ②会社都合により別居状態にある社員にも単身赴任制度を適用すること。 ③単身赴任制度を改善し、単身赴任補助を増額すること。 ④首都圏へ帰任時の社宅暫定入居期間2年を4年に延長すること。 ⑤社有寮・社有社宅がある地区においても、借上げ物件の選択を認めること。	・現行、整備の国内赴任は 4～5 年サイクルで入れ替える運用となっていますが、単身赴任になると特に大きな負荷がかかります。単身赴任を生じさせないようにするべきで、どうしても単身赴任になった場合は、家族帯同の赴任期間よりも短くする配慮を求めます。 ・赴任していた地方に家族を残し基地に戻って 3 年が過ぎると「別居状態にある社員」という区分（いわゆる逆単身）になり、補助がなくなり別居特認 ST も変更になります。この場合「別居状態特任 ST」が適応されますが予約可の ST00 は選べません。 ・別居特認 ST の制度が変更になり、ST00 予約可と予約なしが半年毎の選択制になり運用されていますが、予約可だと課税対象になりますが、3 往復全て予約する必要もないため柔軟な運用を望んでいます。また、単身赴任補助も二重生活の生計費が上昇しているため増額を求めます。 ・独身者が社有寮のある地区に転勤すると、人によっては荷物の全てを寮に入れることができず、トランクルームに預けることになります。その人に合った物件を選択できるように改善を求めます。
6. ST 制度に関する要求 ① 国内線 ST00/90 において、空席待ちを可能とすること。 ② 国内線 ST00/90 の予約可能時間を 24 時間前とすること。また、有償でのクラス J の予約発券を認めること ③ 単身赴任者が安心して帰宅できるように帰宅旅費制度の改善を行うこと。 ④ 国内線の点数について ST00 を 48 点、ST90 を無制限で支給すること。また、一部を一般旅客と同枠での事前予約を可能とすること。 ⑤ 国内線乗継便の合計使用点数を 2 点とすること。 ⑥ 適用範囲を 2 親等まで広げ、子供の搭乗資格年齢制限をなくすこと。 ⑦ 介護による国内線特認を ST00 とすること。 ⑧ ファミリークーポンの運賃を 8 割引にすること。また、支給点数を 40 点とすること	・ST のシステム変更以降、最終的に空席ができたときに ST で搭乗する方法がなくなっています。大規模な空港でも搭乗ゲート近くで空席待ちができる仕組み作りを求めます。 ・ST 制度は普通席の利用が前提となっていますが、普通席が満席で乗れず、クラス J が空席のまま運航されるケースが見受けられます。お客様と同じ追加運賃を支払うことでクラス J が利用できれば、ST も使え、収入増にも貢献できます。 ・現行の ST 制度はお客様優先とはいえ、私たちにとって大切な福利厚生制度です。国内線点数の増点を求めるとともに、一部をお客様と同じタイミングで予約できる制度に変更を求めます ・国内介護特認 ST 制度は 1 往復（2 枚）/月の ST90 が支給されています。一旦「要介護」となると、継続的に長期に亘ることも多く、ST90 であっても負担が大きくなります。 ・今の ST 制度では 2 親等と 24 歳以上の子供は対象外となっています。ファミリークーポンは 2 親等の利用が認められているため、ST 制度の改善を求めると同時にファミリークーポンの改善も求めます。
7. 職員・家族の健康に関する要求 ①人間ドック・脳ドック受診時に補助を行うこと。 ②インフルエンザワクチンの接種費用は家族を含めて全額補助すること。 ③整備現業の定期（特殊・再検査含む）健康診断については、診断日を設け、検診後の整備業務は配慮する事。 ④健康診断のオプション項目（腹部エコー、前立腺マーカー、眼底検査）を無料とすること。	・人間ドックは病気の早期発見や早期治療に効果があるため健診とは別に受けたいという要望もあります。組合員の高齢化もあって最近は脳ドックにも関心が高まっています。健康経営の取り組みとして補助を検討すべきです。 ・整備現業では健康診断を、早朝の勤務後受診します。限られた水分だけで通常作業をこなし、空腹のまま胃部レントゲンを受診するのは非常に厳しいことです。受診後も普通に整備作業するのは集中力を欠き安全に影響しかねません。健康診断の日を設けて検診後も作業配慮される運用を要求します。 ・健康診断のオプション項目も価格を下げているとはいえ、まだ有料です。無料化することで躊躇なく受診できるように改善を求めます。

8. 組合活動に関する要求

①2010,10,1 提案の労働協約に定める「就業時間中の組合活動」(第5条～7 条)を認めること。
②第5条(7)「組合側における調査研究を行うとき」の組合活動は、中央執行委員、特別中央執行委員を対象に、週3回以内、合計 15 時間以内を認めること。
③現行提示内容に基づき、中央委員会前後の夜勤の1日離席を認めること。
④夜勤前後に会合等が重なった場合は勤務変更等の配慮を行うこと。

・組合活動の要求については、活発な組合活動を行う上で重要な要求です。今は現行の条件で出来る範囲の活動になっていますが組合活動の権利を拡大することで、様々な課題解決に向けて取り組めます。
・2019 年から経営協議会前後の夜勤について勤務配慮を要求していますが、実現していません。他労組は一日組合活動で職場から離れているため、JLU も勤務配慮を行い、経営の考えを直接執行委員が聞ける体制にすることを求めていきます。
・団交の日程が一部早く分かるようになったのは、職場との関係でいうと改善と言えますが、全ての日程が分かるわけではありません。交渉に執行委員が多く参加できるよう工夫を求めます。

9. その他の要求

①日本航空として JAL エンジニアリングを吸収合併すること
②JAL グループ労組連絡会統一要求に対し文書にて回答を行い、交渉の場を持つこと。

※日航労連統一要求案は若干の変更も考えられます。変更があった場合は中央委員会に追加提案します。

Ⅱ．JALEC に対する要求

1. 同一労働・同一賃金の原則に基づき、JALI格差をなくすため労働条件を引き上げること。
2. 特別スペシャリスト契約社員に対し、現役社員と同基準係数で一時金を支払うこと。
3. 支店での資格拡張も可能とすること。
4. メーデー(5/1)を休日にすること。

＊これ以外の安全、勤務要求(子の看護休暇を小学校卒業までする要求、SV4 日も含む)は、JALIと共通する内容のものについて、同じ要求を JALEC にも提出します。

・政府は「働き方改革」のなかで同一労働同一賃金の実現を目指しています。同じ仕事をしても、雇用形態や親会社・子会社で労働条件が異なることは、同一労働同一賃金の原則に反するものです。各種手当を付けて賃金格差を無くしているなら JALI に吸収することでシンプルな組織になり、生産性も上がります。
・昨年 10 月に 65 歳までの「シニアスペシャリスト」の賃金が変更になり、一時金も現役社員と同基準係数で支払われることになりましたが、65 歳以降の「特別スペシャリスト」については変更がありませんでした。65 歳以降も戦力とみなすなら同等に扱うべきです。
・転勤は5年という決まりを作っていますが「地方に5年行っている間に羽田・成田に残っている同期が2機種目、3機種目の拡張している」と不満が出ています。今はオンラインで教育もできます。地方基地からでも資格を拡張できる仕組みを求めています。
・JALI では、5 月 1 日はメーデー(労働者の祭典)として休日となっています。JALEC では休日となっていないため要求します。

Ⅲ．JAL グループ労組連絡会統一要求 ＊グループ労組連絡会の統一要求は第一回団交で日本航空人財戦略部に届けます。

1. 2025 年度の一時金は、夏と年末の合計で6ヵ月以上支払うこと
2. グループ各社および JAL ブランドパートナー各社が安全とサービス、雇用と労働条件を守りながら健全な事業運営が行えるよう、契約の改善と業務の安定的な供給を行うこと。
3. JAL グループで働く全社員の基本給について、25 歳で時給換算 1,700 円を下回らない賃金とし、賃金体系を引上げること。時給社員の場合は、時給 1,700 円以上とすること。
4. 60 歳以降の雇用について
(1) 定年後再雇用者の待遇改善を行うこと。
(2) 特定目的積立休暇制度を新設し、定年前の同制度を引き継ぐこと。
5. 安全について
(1)～(3)は日航労連統一要求と同文を記載
(4) 安全とサービス向上、「命を守ること(安全憲章)」の観点から、必要な人員配置(人員増)と人材の育成を図ること。
(5) 将来的な需要増加や安全確保のため、各施設の点検・評価を定期的に行い、老朽化や手狭な施設については速やかに改善を進めること。
6. 各職場の控室・更衣室スペースの拡大や、食環境、風呂、休憩室の充実など、労働環境の改善を行うこと。
7. JAL グループ社員が仕事と介護・子育てを両立させることができる環境を整備すること。
8. 車両・器材について
(1) 安全・品質と定時運航を維持できる体制を確立するため、車両・器材を増配備すること。また、環境に配慮した器材導入を加速させること。
(2) 配備された車両器材が常に使用できるよう、修理・保守点検整備については迅速に行うこと。
(3) 車両器材を更新するにあたっては、使用する現場の声を十分尊重すること。特に、重量コンテナ搭載時に回転しなくなるドーリーについては早急に更新すること。
9. 教育訓練等は計画人員に反映させ就業時間内に行うこと。
10. 制服・作業服について
(1) 制服・作業服については、すべて会社負担にてクリーニングを行うこと。
(2) 旅客系の制靴を制服の対象として貸与すること。
(3) 作業用被服または制服について、使用する現場の声を尊重し、より機能的な仕様に改善すること。
10. ST 制度について
(1) 国内線の ST00 を 48 点支給すること。
(2) 国内線乗継便の合計使用点数を 2 点とすること。
(3) ファミリークーポンの運賃を 8 割引にすること。また、支給点数を 40 点とすること。
(4) JGS グループで働く全ての社員ならびに、JAL ブランドパートナー各社で働く社員に ST 制度を適用させること。